

審査室の設置・運営に関する規則

(審査室)

第1条 日本学生野球協会に審査員6名以上9名以内を置く。

- 2 審査員は、理事会でこれを選任する。
- 3 審査員はこの法人の理事、監事、評議員を兼ねることはできない。
- 4 審査員の任期は2年とする。
- 5 審査員をもって審査室を構成する。

(審査室長)

第2条 審査室に審査室長を置く。

- 2 審査室長は、審査員の互選によって、これを定める。
- 3 審査室長は、審査室長に事故あるときに備え、審査員の中から審査室長の職務を代行する者をあらかじめ指名する。

(事務)

第3条 この規則による審査決定手続に関する事務は、審査室長の指示に基づき日本学生野球協会事務局が行う。

(審査室の開催)

第4条 審査室は、審査室長が必要と認めたとき、または過半数の審査員からの請求があったときに、審査室長がこれを招集する。

(審査の原則)

第5条 審査は、審査員の過半数の出席をもって行う。

- 2 審査室の議事は、出席した審査員の過半数をもってこれを決する。
- 3 審査事案に何らかの形で関与したことがある審査員および審査事案に利害関係を有する審査員は、当該審査事案に関して審査員として審査に加わることができない。
- 4 前項に該当する事実がある場合は、当該審査員の請求によりまたは審査室長が職権で当該審査員が当該審査に加わることができない旨を宣言する。

5 日本学生野球協会役員および事務局長は、審査室長の許可を得て意見を述べるができる。

(審査記録)

第 6 条 審査室は、審査の日時、場所、出席者の氏名および審査事項の概要を記載した審査記録を作成する。

2 審査に関するすべての記録その他の情報は、日本学生野球協会が保管する。

(細則の制定)

第 7 条 審査室は、審査手続に関する細則を定めることができる。

(施行日)

第 8 条 本規則は平成 22(2010)年 4 月 7 日から施行する。

平成 24(2012)年 4 月 18 日改正 施行

以上